



実演家著作隣接権センター

[クプラニュースレビュー]

CPRA news Review

芸団協CPRA

2026年度事業計画/2025年度事業報告

著作権法の一部を改正する法律について

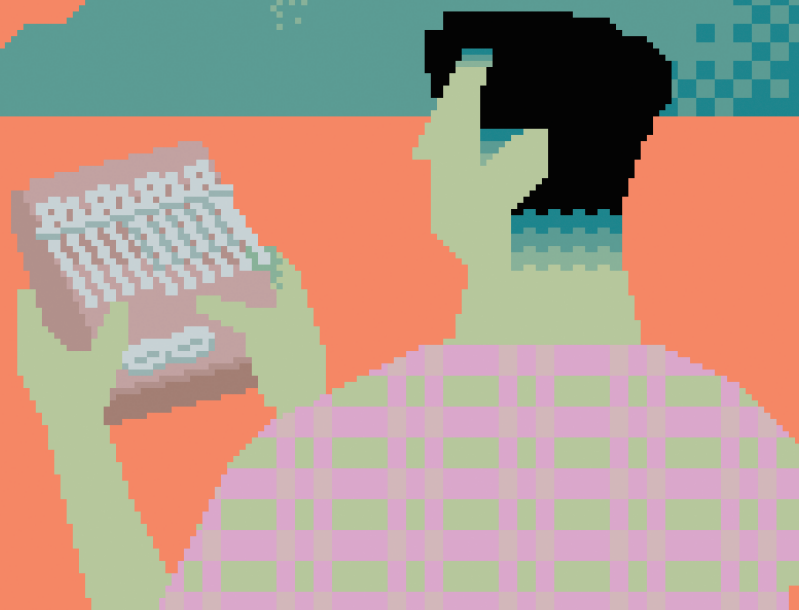
―「レコード演奏・伝達権」の創設―

生成AIについて

〇〇さんに聞いてみた

―安藤和宏さん(東洋大学教授)―

Vol. **10**
2026 SUMMER



実演家著作隣接権センター(芸団協CPRA)事業計画

実演家著作隣接権センター(CPRA)は、一般社団法人日本音楽事業者協会、一般社団法人日本音楽制作者連盟、一般社団法人MPN及び一般社団法人映像実演権利者合同機構との協力関係に基づき、その業務基盤の整備を行い、実演家の権利擁護及び集中管理に係る専門機関として一層の充実を図るとともに、以下の権利処理及び調査研究広報活動を推進する。

(1) 文化庁長官の指定に係る業務(指定団体業務)及びこれに準ずる業務を適正に実施する

- 1) 実演家に係る放送及び有線放送における商業用レコードの二次使用料につき、権利行使の受任、使用料の徴収分配を行う。また、放送使用楽曲単位による分配が開始されたことに伴い、データ収集力の更なる強化のための検証及び調査研究を進める。
- 2) 実演家に係る商業用レコードの貸与報酬及び使用料につき、権利行使の受任、使用料の徴収分配を行う。
- 3) 実演家に係る私的録音補償金の分配を行う。
- 4) ブルーレイディスクレコーダー及びそれに使用する記録メディアに係る私的録画補償金の分配について引き続き検討する。
- 5) 協定を締結している諸外国の実演家権利集中管理団体との間で、国内で徴収した外国人実演家及

び権利者の使用料等を分配し、また海外で発生したCPRA委任者の使用料等を徴収するとともに、新規の協定締結に向けた交渉も継続する。海外エージェンについては直接クレームに対し使用料等の分配を行う。

6) 海外団体との共有データベースIPD・VRDBで提供される各種情報の積極的な活用や、各国の使用実績データの入手と精査を進め、必要な場合は個別交渉等も行う。また、令和7年度に調査研究を行った音楽メタデータ提供会社によるAIを用いたクローリング技術を本格的に導入し、CPRA委任者参加楽曲の特定作業の効率化を進め、海外徴収額の更なる増加を目指す。

(2) 実演家の著作隣接権及び報酬請求権の処理に関する業務を適正に実施する

- 1) 商業用レコードの放送用録音に

つき、一任型管理事業として権利行使の受任、利用の許諾及び使用料の徴収分配を行う。

- 2) 放送番組に使用された商業用レコードの送信可能化につき、一任型管理事業として権利行使の受任、利用の許諾及び使用料の徴収分配を行う。なお、オンデマンドストリーム配信の徴収については、一般社団法人日本レコード協会を通じて行う。
- 3) 一般社団法人日本レコード協会を窓口としているウェブキャッシングに係る商業用レコードの集中管理について、使用料の受領及び分配に向けた必要な整備を進める。
- 4) 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)に構成団体として参加するとともに、音楽等実演分の分配を行う。
- 5) 新たな利用態様に対応して管理委託契約約款及び使用料規程の整備を行い、集中管理の範囲拡

大に向けた更なる研究を進める。

6) 一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構(aRma)との協力関係を維持する。

(3) 指定団体及び著作権等管理事業者として各種権利処理業務を適正に進めるとともに委任者の管理を的確に行いデータの充実を図る

- 1) 調査・資料費について、ノンフィーチャード・アーティストに関するデータを収集する一方、将来における徴収額の変動を念頭に適正な管理に努める。
- 2) 権利者団体及び関係諸団体との協力関係に基づき、新規の委任取得及び委任者データの管理を行う。
- 3) 業務管理システムの改修及びクラウド化に向けた準備を進める。また、各業務のサポートを継続するとともに、関連諸団体とのデータ連携及び情報共有の強化に努める。

(4) 実演家の権利拡大と集中管理に向けた調査研究を展開する

- 1) 国際条約に定める「公衆への伝達」に係る実演家の権利の在り方及び集中管理について、とりわけ、サブスクリプション・サービスをはじめとしたオンデマンド配信サービスからの実演家への対価還元の有効性について引き続き調査研究を行う。
- 2) 文化審議会著作権分科会におけるレコード演奏・伝達権に関する議論に引き続き参加するとともに、生成AIと著作権等の知的財産権を巡る議論のほか、私的録音録画補償金制度の見直しに

向けた議論にも参加し、我が国の著作権法改正及び国際的動向等に対して機動的に行動する。

(5) 権利拡大に係る運動、関係団体との協力、諸会合への参加等を積極的に行う

- 1) 調査研究と広報活動とを密接に連携させつつ、文化庁をはじめとする政府、民間の諸会議に参加し、実演家の権利拡大に係る運動を展開する。また、文化芸術推進フォーラムへの参加協力を継続し、文化芸術振興議員連盟との連携を強化する。
- 2) 実演家の肖像パブリシティ権の普及啓蒙及び不正使用に対する停止活動等を行うため、特定非営利活動法人肖像パブリシティ権擁護監視機構への支援を継続するとともに、肖像パブリシティ権に関する調査研究を引き続き実施する。
- 3) WIPO(世界知的所有権機関)の諸会合に参加するとともに、FIA、FIMへの支援を継続して連携を維持しつつ、実演家等の国際機関が主催する会合、地域セミナー等への協力を行う。また、著作権法学会、ALAI(国際著作権法学会)及びALAI JAPAN(国際著作権法学会日本支部)等の学際的な場を通じて、理論的な側面から実演家の権利等について調査研究及び情報収集を行うとともに、国内外のネットワークの形成、強化に努める。
- 4) WIPOや文化庁等がアジア・太平洋地域等に向けて実施する著作権・著作隣接権制度の普及活動に積極的に協力する。また、公益社団法人著作権情報センター(CRIC)の会員として、著

作権・著作隣接権制度の普及啓発や調査研究に係る事業への参加協力を継続する。

- 5) SCAPRの総会、理事会、委員会及びワーキンググループに参加するとともに、データに基づいた相互の透明性の高い徴収分配が実施できるよう加盟団体との連携を継続する。また、セミナーやオンライン講座に講師として参加し、開発援助事業に協力する。
- 6) 「実演家の権利管理に関するアジア団体フォーラム」を実施するほか、WIPO、SCAPR及び文化庁共催のアジア団体育成支援メンターシッププログラムに協力する。こうしたアジアの団体に対する実務面からの育成支援を行うことで、協定に基づく相互の徴収分配が早期に実現できるよう努めるとともに、各国との個別交渉等により現状や課題を把握しつつ連携を強化し、アジア地域全体の底上げを目指す。

(6) 実演の価値や実演家の権利、芸団協CPRAの活動等に対する理解を促進する広報活動を展開する

- 1) 機関誌「CPRA news Review」を定期的に発行し、権利者、利用者、実務家、研究者及び政府関係者等に向けて、実演家の権利や芸団協CPRAの活動、徴収分配の実務、実演家の権利をめぐる諸問題について理解を促進するための広報活動を行う。
- 2) 即時性が高くかつ広く一般に訴求できるウェブサイトやSNSを積極的に活用して、芸団協CPRAの認知度を高め、その活動への理解を促進するための広報活動を行う。

実演家著作隣接権センター(芸団協CPRA)事業概要報告

徴収分配実績

1. 徴収業務

放送関係の二次使用料等徴収額は約79億5000万円（前年度比101.9％）となった。

NHKの使用料算出のベースである2024年度受信料収入の大幅減の影響を受け、商業用レコード二次使用料及び録音使用料の徴収額は減少した。一方で、見逃し配信を中心とした放送番組の配信サービスは引き続き好調であり、送信可能化使用料の徴収額は増加した。結果として、放送関係全体の徴収額は前年度を上回った。

その他、貸レコード使用料・報酬の徴収額は約1億2000万円（前年度比73％）となり、縮小が進んでいる。

2. 分配業務

商業用レコード二次使用料、貸レコード使用料・報酬、録音権使用料、送信可能化権使用料、私的録音補償金について、例年同様に管理委託契約約款及び分配規程に基づき適正に分配を実施した（総額約69億円）。

商業用レコード二次使用料については、分配の公平性や実態との整合性をより一層高めることを目的とした次世代型の分配方式「NNO（Nipponize Next Operation）方式」に改定した。この変更により、楽曲への参加実態がこれまで以上に分配額へ反映される仕組みとなった。また、分配業務のさらなる精度向上のための協議を継続するとともに、新規の委任取得、作品DB等の拡充及び権利委任団体間のデータ共有による業務の効率化を進めた。

なお、2020年度末に発生した商業用レコード二次使用料海外徴収分の誤分配で過払いとなった権利者に対する返金請求業務は継続して行っている。

3. 海外徴収分配業務

32団体から約9400万円の徴収を行い、31団体に約2億8400万円及び47エージェントに約1億2400万円の分配を行った。

音楽市場規模の成長が著しいアジア地域における権利管理団体の育成支援として第3回アジア団体フォーラムを実施するなど、中長期的な視点での海外徴収業務の強化にも尽力した。また、東京で初めてSCAPR理事会を開催し、国際的な課題整理とネットワーク拡充にも努めた。

その他業務

(1) 著作権制度等の改善に向けた議論への参加

関係省庁の審議会、検討会や関係団体の会議に参加。とくに、2025年度の文化審議会著作権分科会では、DX時代におけるクリエイターへの適切な対価還元方策に係る論点として、実演家等の「レコード演奏・伝達権」について重点的な審議が行われ、実演家団体を代表して、権利創設に向けた議論に積極的に参加した。

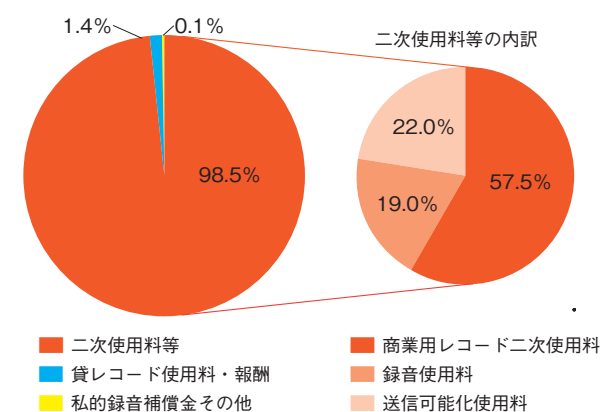
(2) 著作権・著作隣接権制度の普及啓発

国内外の関係機関などに参加協力し、講師派遣等を行うとともに、学会など学際的な場を通じてネットワーク形成に努めた。また、大学等での講義にも積極的に協力した。

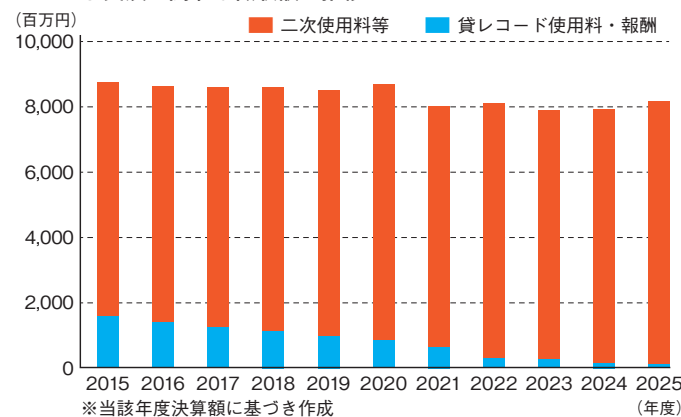
(3) 『CPRA news Review』発行、ウェブサイト等の運営

CPRAの活動を周知するとともに、実演家・権利者を取り巻く社会状況への理解を深めるため、広報誌『CPRA news Review』を年2回発行した。また、ウェブサイトを経営し、芸団協CPRAの業務概要や、実演家の権利等に関する国内外の最新動向等について、SNSも活用しながら情報発信に努めた。

2025年度徴収額の内訳（徴収総額：80億7000万円）



レコード実演に関する徴収額の推移



INFORMATION

SCAPR理事会を東京で初開催

2026年3月23日～25日の3日間にわたり、芸団協CPRA会議室を主会場として、SCAPR（実演家権利管理団体協議会）理事会が開催された。今回の理事会は、2024年度SCAPR総会において、小島京古海外業務部長がSCAPR理事に選出されたことを受け、初の東京開催となった。中東情勢の影響でやむなく来日を断念された2名を除く理事10名とSCAPR事務局2名の計12名が、現在の戦略課題の整理と議論、総会の議題の確認などを行った。



初日の夜には歓迎レセプションを開催し、芸団協CPRA運営委員会と各専門部会委員も参加した。冒頭では、金井文幸運営委員長より、あたたかい歓迎の言葉と乾杯の発声があり、大変和やかな雰囲気での開始した。終盤には、SCAPR議長のホセ・ルイス・セビジャーノ氏より、感謝のご挨拶に加えて、安部次郎氏（日本音楽制作者連盟相談役）、故・椎名和夫氏（MPN会長）に対して、これまでのSCAPRの活動への貢献を讃えて「功労賞」が贈られた。SCAPRが個人に対してこうした表彰を行うことは、設立25年の歴史で初めてのことである。

今後、芸団協CPRAは、SCAPRを通じた海外ネットワークの強化と拡充に努めるとともに、アジア初の理事としてアジア地域全体の開発協力にも尽力したい。

『知的財産推進計画2026』が決定

2026年6月12日に、知的財産戦略本部（本部長：高市早苗内閣総理大臣）が開催され、『知的財産推進計画2026～成長戦略を支える知財戦略の推進～』を決定した。『知的財産推進計画』は、知的財産基本法に基づき毎年策定され、知的財産の創造、保護及び活用のために、政府が集中的かつ計画的に実施すべき施策に関する基本方針や施策などが定められる。関係省庁は、知的財産推進計画に定められた各施策について取り組むことになる。

今期の計画では、俳優や声優等の声を模倣した音声コンテンツの無断生成・公開等について、パブリシティ権等の侵害に該当し得ることを踏まえ、現行法や判例をもとに法的整理の検討を行い、ガイドライン等を作成し、

より確実な権利保護に向けた法整備の必要性も含めて引き続き議論するとしている。また、アーティストの海外展開を後押しするため「レコード演奏・伝達権」の導入を進め、円滑な権利処理などの運用面を含めて検討を進めるとしている。

『知的財産推進計画2026』の全文は、知的財産戦略本部ウェブサイトに掲載されている。

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ai/titeki2/index.html>

改正著作権法が成立 「レコード演奏・伝達権」の創設

2026年6月17日、改正著作権法が成立した。今回の改正では、芸団協CPRAが長年にわたり要望し続けてきた「レコード演奏・伝達権」の創設が含まれている（p6特集参照）。この改正著作権法は、2026年6月24日の公布日から3年以内に施行されることとなっており、今後、具体的な運用についての検討が進められる。

令和8・9年度芸団協役員が就任／ 2025年度「年次報告」を発行

2026年6月17日に芸団協定時社員総会が開催され、令和8・9（2026・2027）年度の芸団協役員が決定した。昨年の定款改正により、今期より外部理事・監事を設置している。

- 会長（代表理事） 野村 萬
- 専務理事 増山 周
- 常務理事 金井文幸、倉田信雄、福島明夫、吉住小三郎
- 理事 安部次郎、板垣一誠、内海庸介、小野伸一、尾上墨雪、小山久美、加藤みや子、菊地哲榮、木谷真規、栗山民也、三笑亭夢太郎、塩田秀夫、角田 敦、出口正之、野田秀樹、望月正樹、渡辺俊幸
- 監事 安藤和宏、桑原 浩、龍村 全
- 参与 大和 滋

また、2025年度の年次報告、収支決算書を芸団協ウェブサイトで公開した。 <https://geidankyo.or.jp/>



著作権法の一部を改正する法律について —「レコード演奏・伝達権」の創設—

「レコード演奏・伝達権」の創設を含む著作権法の一部を改正する法律が、6月17日に参議院において可決・成立した。本稿では、「レコード演奏・伝達権」創設の背景や、これまでの経緯を振り返るとともに、改正法の概要について紹介する。

著作権法の一部を改正する法律の概要 法制広報部 君塚陽介

創設の背景

著作者には、演奏権（著作権法第22条）や公の伝達権（著作権法第23条第2項）が認められているが、実演家やレコード製作者に、そのような権利が認められていなかった。そのため、例えば、店舗などで音源が再生されても、作詞家や作曲家などの著作者は使用料を受け取ることができるものの、音楽を演奏し、歌唱する実演家や、音源を製作するレコード製作者は使用料を受け取ることができなかった。

著作隣接権に関する国際条約に目を向けると、商業用レコードが、放送や公衆への伝達に利用される場合には、衡平な報酬が、実演家やレコード製作者に対して支払われなければならないとしている（ローマ条約第12条、WPPT第15条）。しかしながら、これらの国際条約では、これらの規定を全く適用しないことも、一部適用することも認められているため（ローマ条約第16条第1項（a）、WPPT第15条第3項）、日本は、これらの規定を放送や有線放送、入力型自動公衆送信において商業用レコードが使用される場合に限って適用してきた。しかしながら、「レコード演奏・伝達権」は、部分的な導入も含め、142か国・地域で導入されている。さらに、近年では、韓国や中国、シンガポールといったアジア地域でも導入されている。このような中で、日本は、国際的な潮流からは取り残された状況にあった。

また、「レコード演奏・伝達権」が導入されていないことによって、日本の音楽コンテンツ産業の海外展開においても不利益を被るおそれがある。すなわち、著作隣接権に関する国際条約では、「レコード演奏・伝達権」が導入されている国において、「レコード演奏・伝達権」が導入されていない国の実演が録音されたレコードが公に再生されても、保護しなくても良いとする相互主義を認めている（ローマ条約第16条第1項（a）、WPPT第4条参照）。そのため、「レコード演奏・伝達権」を導入していない日本の音楽コンテンツが、「レコード演奏・伝

達権」が導入されている国において公に再生されたとしても、使用料が支払われない可能性があるのだ。

さらに、令和7（2025）年1月24日には、石破内閣総理大臣（当時）が施政方針演説において「新たな重点として、官民連携により文化芸術・スポーツの振興を図ります。…エンタメ・コンテンツ産業について、2033年までに海外売上高を5兆円から20兆円とする目標を掲げ海外展開を支援し、クリエイターの方々の育成や安心して働ける環境の整備を含めその発展を強力に支援します」として※1、日本コンテンツの海外展開を後押しする機運が一層高まっていた。

著作権分科会における経緯

これまでの著作権分科会における議論では、「レコード演奏・伝達権」は、どのように取り上げられてきたのだろうか。例えば、2020（令和2）年2月に著作権分科会「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」が取りまとめた『「放送コンテンツのインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化（著作隣接権に関する制度の在り方を含む）」に関する基本的な考え方（審議経過報告）』では、「いわゆる『レコード演奏権』については、本件とは問題の所在も関係する事業者も大きく異なる一方で、公衆への伝達に関わる権利の取扱いという点では共通性もある。こういった点も踏まえながら、別途、今後の取扱いを検討することが適当である」とされていた※2。

2021（令和3）年7月、文部科学大臣が、DX時代に対応した著作権制度・政策の在り方について、文化審議会に対して諮問した。この諮問を受け、令和5年度の著作権分科会では、DX時代に対応した適切な対価還元方策に関連する諸制度の在り方のひとつとして「レコード演奏・伝達権」が掲げられた。著作権分科会では、諸外国における制度や権利者・国民の意識に関する調査報告のほか、日本レコード協会と音事協、音制連、芸団協CPRAの連名による市場調査に関する報告も行われた※3。

また、令和6年度には、日本レコード協会、音事協、音制連及び芸団協CPRAの連名での発表が行われ、日本の音楽コンテンツ産業の重要性のほか、「レコード演奏・伝達権」の必要性を改めて訴えた※4。

そして、2025（令和7）年6月に知的財産戦略本部が策定した『知的財産推進計画2025』では、「アーティストの海外展開を後押しするため、レコード演奏・伝達権の導入について、関係者の合意形成の見通しや法制的な枠組み等を含めた在り方を議論し、早期に結論を得る」とされた。

令和7年度の著作権分科会に設置された政策小委員会では、小売や文化芸術、スポーツなど幅広い分野の団体から対面又は書面によるヒアリングも実施しつつ、関係者の状況や権利が創設された場合の社会的影響等も踏まえながら重点的な議論が進められるとともに、「法制度に関するワーキングチーム」を設置し、法制上の論点について議論が重ねられた。

そして、素案に対する意見募集も行いつつ、2026年3月4日開催の第5回会合において『文化審議会著作権分科会政策小委員会報告書』を取りまとめ、同月12日開催の著作権分科会に報告のうえ、『文化審議会著作権分科会報告書』（以下『報告書』）が取りまとめられた※5。『報告書』では、日本の音楽の海外展開等の状況の変化を踏まえ、国際的な制度の調和を図り、実演家等への対価還元を一層促進する観点から、「レコード演奏・伝達権」を創設することが望ましいとされた。

この内容を踏まえ、5月15日には著作権法改正案が閣議決定され、6月3日の衆議院「文部科学委員会」での審議を経て、同月4日の衆議院本会議で可決。参議院に送付された後、同月16日の参議院「文教科学委員会」での審議を経て、同月17日の参議院本会議において可決成立し、6月24日に公布された。衆参いずれの委員会においても附帯決議がなされている※6。

著作権法の一部を改正する法律案の概要

改正著作権法では、商業用レコード※7に録音された実演や音を、公に再生した者や、公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達した者は、当該実演に係る実演家やレコード製作者に対して二次使用料を支払わなければならないとしている（改正著作権法第95条の2第1項、第95条の3第1項、第97条の2第1項、第97条の3第1項）。ローマ条約やWPPT、諸外国と同様に、「レコード演奏・伝達権」を二次使用料請求権に位置付けている。また、非営利・無料の場合（改正著作権法第95条の2第2項第1号、第95条の3第2項第1号ほか）や通常の実用受信装置を用いて公に伝達する場合（改正著作権法第95条の3第2項2号ほか）などには適用しないとしている。

個々の実演家等が個々の利用者に対して権利行使することや、個々の利用者が支払う相手方である実演家等を

逐一確認して二次使用料の支払いを行うことは、そのコスト等に鑑みると現実的には困難である※8。そこで、商業用レコードの放送二次使用料において採用されている指定団体制度を、「レコード演奏・伝達権」でも採用している。すなわち、文化庁長官が指定する団体がある場合には、実演家とレコード製作者それぞれの指定団体のみが権利を行使することができるとしている（実演家につき改正著作権法第95条の2第3項及び第95条の3第3項による第95条第5項の準用。レコード製作者につき改正著作権法第97条の2第3項及び第97条の3第3項参照）。

指定される団体の要件や文化庁長官による監督等は、放送二次使用料における指定団体に関する規定を準用しているが（改正著作権法第95条の2第4項、第95条の3第4項ほか）、二次使用料の額の決定方法は異なっている。すなわち、放送二次使用料では、二次使用料の額は、指定団体と放送事業者等又はその団体との間で協議により定めるとしているが（著作権法第95条第10項）、「レコード演奏・伝達権」では、利用者が多数に及ぶと想定され、全ての利用者と協議・交渉して金額を決定することは困難と考えられるほか、また、利用者の中には指定団体に比して交渉力の弱い者も含まれると想定されることから※9、指定団体は、利用区分ごとの二次使用料の額や実施の日などを記載した二次使用料規程を定めなければならないとしている（改正著作権法第103条の2第1項）。指定団体が二次使用料規程を定めようとするときは、利用者等の意見を聴取するように努めなければならないとしている（改正著作権法第103条の2第2項）。

さらに、指定団体は、二次使用料規程案を公示しなければならない（改正著作権法第103条の2第3項）。利用者代表は※10、公示の日から1か月以内に、この二次使用料規程案の変更について協議を求めることができ、指定団体は、この協議の求めに応じなければならない（改正著作権法第103条の3第1項及び第2項）※11。また、二次使用料規程案の公示の日から6か月を経過しても、この協議が成立しない場合には、当事者は、文化庁長官に対して裁定を申請することもできる（改正著作権法第103条の4第1項）。

指定団体は、利用者代表から協議の求めがなかったり、協議が成立などした場合には、その実施の日までに、二次使用料規程を文化庁長官に届け出るとともに、公表しなければならない（改正著作権法第103条の5第1項）。指定団体は、届出をした二次使用料規程に定める額を超える額を請求してはならないことになる（改正著作権法第103条の5第3項）。

今後について

指定団体による二次使用料規程の作成及び利用者代表との協議・調整に時間を要するものと考えられるほか、利用者をはじめとする国民に対して周知する必要がある

ことから※12、改正著作権法は、公布の日から3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される（改正著作権法附則第1条）。もっとも、この施行日前においても、権利行使する団体の指定や二次使用料規程の策定、指定団体と利用者代表との二次使用料規程案に関する協議などを行うことができる（改正著作権法附則第4条）。

『報告書』では「権利者側においては、各利用者の懸念や不安等に向き合い、適切な配慮を講じていくことが重要となる」として ※13、二次使用料規程の策定や徴収、分配にあたって様々な運用上の留意点が述べられている。さらに、今後の課題として「レコード演奏・伝達権」とともに、「著作隣接権という制度の存在や意義、著作者の権利と実演家等の権利の違い、実演家等を取り巻く環境やその権利を保護する必要性等の前提事実について、…この機会に国民への周知啓発に積極的に取り組むべきである」としている※14。

著作権法の一部を改正する法律〔抜粋〕

第九十五条の二 実演が録音されている商業用レコードを用いて、その実演を公に再生した者は、当該実演に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
- 一 営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに公に再生した場合
- 二 第百二条第一項において準用する第三十条の二から第三十条の四まで、第三十二条第一項、第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第四十一条、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条の四又は第四十七条の五第一項の規定により公に再生した場合
- 3 前条第二項及び第四項の規定は第一項に規定する実演家について、同条第三項の規定は第一項の規定により保護を受ける期間について、同条第五項の規定は第一項の二次使用料を受ける権利の行使について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第四項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。
- 4 第七十四条（第一項第四号及び第二項を除く。）及び前条第六項から第九項までの規定は、第一項の二次使用料及び前項において準用する同条第五項の団体について準用する。
- 5 前二項に定めるもののほか、第一項の二次使用料の支払及び第三項において準用する前条第五項の団体に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十五条の三 商業用レコードに録音されている実演のうち公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達した者は、当該実演に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
- 一 放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等（放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者が行うものに限り、放送又は有線放送が終了した後に開始されるものを除く。次号並びに第九十七条の三

※1 首相官邸ウェブサイト（<https://www.kantei.go.jp/jp/103/statement/2025/0124shiseihoshin.html>）

※2 『令和元年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について』（令和2年2月4日）（https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/55/pdf/92074501_04.pdf）

※3 文化審議会著作権分科会政策小委員会（第5回）https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/seisaku/r05_05/

※4 文化審議会著作権分科会政策小委員会（第5回）https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/seisaku/r06_05/

※5 『文化審議会著作権分科会報告書』（令和8年3月）https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94345301_02.pdf

※6 衆議院「文部科学委員会」につき、衆議院ウェブサイト（https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/monka1BE6D6F238AF55E749258E0B00260955.htm）、参議院「文教科学委員会」につき、参議院ウェブサイト（https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/f068_061600.pdf）参照。

※7 「商業用レコード」には、「送信可能化されたレコードを含む」（改正著作権法第94条の3第1項）とされ、音楽CDだけではなく、配信音源も対象となる。

※8 「報告書」9頁 ※9 「報告書」10頁

※10 「利用者代表」については、改正著作権法第103条の3第1項参照。

※11 指定団体は、届出をした二次使用料規程の変更について、利用者代表から協議を求められた場合にも協議に応じなければならない（改正著作権法第103条の6第1項）。

※12『報告書』11頁 ※13『報告書』8頁 ※14『報告書』14頁

- 第二項第一号及び第二号において同じ。）が行われるものを、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに公に伝達した場合
- 二 放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等が行われるものを、通常家庭用受信装置を用いて公に伝達した場合
- 三 第百二条第一項において準用する第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第七項（第二号に係る部分に限る。）若しくは第九項（第二号に係る部分に限る。）、第三十二条第一項、第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項、第四十一条、第四十一条の二第二項、第四十二条、第四十二条の二第二項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条の四又は第四十七条の五第一項の規定により公に伝達した場合
- 3 第九十五条第二項及び第四項の規定は第一項に規定する実演家について、同条第三項の規定は第一項の規定により保護を受ける期間について、同条第五項の規定は第一項の二次使用料を受ける権利の行使について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第四項中「第一項」とあるのは、「第九十五条の三第一項」と読み替えるものとする。
- 4 第七十四条（第一項第四号及び第二項を除く。）及び第九十五条第六項から第九項までの規定は、第一項の二次使用料及び前項において準用する同条第五項の団体について準用する。
- 5 前二項に定めるもののほか、第一項の二次使用料の支払及び第三項において準用する第九十五条第五項の団体に関し必要な事項は、政令で定める。

（二次使用料規程の作成）

第百三条の二 指定団体（第九十五条の二第三項において準用する第九十五条第五項の団体をいう。以下この条から第百三条の六までにおいて同じ。）は、第九十五条の二第三項において準用する第九十五条第五項の規定により第九十五条の二第一項の二次使用料を受ける権利を有する者のために請求することができる二次使用料の額に係る次に掲げる事項を記載した二次使用料規程を定めなければならない。

- 一 文化庁長官が定める基準に従い定める利用区分（利用の態

様の別による区分をいう。次条第一項及び第三項、第百三条の五第一項並びに第百三条の六第一項において同じ。）ごとの二次使用料の額

二 実施の日

三 その他文化庁長官が定める事項

2 指定団体は、前項の二次使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、利用者又は利用者を直接若しくは間接の構成員とする団体から意見を聴取するように努めなければならない。

3 指定団体は、第一項の二次使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、当該二次使用料規程の案を公示しなければならない。

（二次使用料規程の協議）

第百三条の三 前条第三項の規定による公示があつたときは、利用者代表（同条第一項の二次使用料規程におけるいずれかの利用区分において、利用者の総数に占めるその直接又は間接の構成員である利用者の数の割合、利用者が支払った二次使用料の総額に占めるその直接又は間接の構成員が支払った二次使用料の額の割合その他の事情から当該利用区分における利用者の利益を代表すると認められる団体又は個人をいう。以下この条、第百三条の五第一項及び第百三条の六第一項において同じ。）は、当該公示の日から一月以内に、当該指定団体に対し、当該公示に係る二次使用料規程の案（当該利用区分に係る部分に限る。第五項並びに次条第一項及び第四項において「二次使用料規程案」という。）の変更について協議を求めることができる。

2 指定団体は、利用者代表から前項の協議を求められたときは、これに応じなければならない。

3 利用者代表は、第一項の協議に際し、当該利用区分における利用者（当該利用者代表が直接又は間接の構成員を有する団体であるときは、当該構成員である利用者を除く。）から意見を聴取するように努めなければならない。

4 文化庁長官は、利用者代表が第一項の協議を求めたにもかかわらず指定団体が当該協議に応じず、又は協議が成立しなかつた場合であつて、当該利用者代表から申立てがあつたときは、当該指定団体に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

5 指定団体は、第一項の協議が成立したとき（二次使用料規程案を変更する必要があることとされたときを除く。）は、その結果に基づき、二次使用料規程案を変更しなければならない。

（二次使用料規程の裁定）

第百三条の四 第百三条の二第三項の規定による公示の日から起算して六月を経過しても前条第一項の協議が成立しないときは、その当事者は、二次使用料規程案について文化庁長官の裁定を申請することができる。

2 文化庁長官は、前項の裁定をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

3 第六十七条第七項（第一号に係る部分に限る。）及び第八項並びに第六十八条第三項の規定は、第一項の裁定について準用する。この場合において、第六十七条第七項中「申請者」とあるのは「当事者」と、同項第一号中「第五項各号に掲げる事項及び当該裁定に係る著作物の利用につき定めた補償金の額」とあり、及び同条第八項中「その旨及び次に掲げる事項」とあるのは「その旨」と、第六十八条第三項中「当該申請に係る著作権者」とあるのは「他の当事者」と読み替えるものとする。

4 二次使用料規程案を変更する必要がある旨の第一項の裁定があつたときは、二次使用料規程案は、その裁定において定められたところに従い、変更されるものとする。

（二次使用料規程の届出等）

第百三条の五 指定団体は、第百三条の二第三項の規定による公示の日から一月以内に利用者代表から各利用区分に係る第百三条の三第一項の協議の求めがなかつたとき、又は同項の協議が成立し、若しくは前条第一項の裁定があつたときは、その定め、又は変更した二次使用料規程を、その実施の日までに、文化庁長官に届け出るとともに、文部科学省令で定めるところにより、公表しなければならない。

2 前項の規定による届出のあつた二次使用料規程は、当該二次使用料規程においてその実施の日として定められた日から、その効力を生ずる。

3 指定団体は、第一項の規定による届出をした二次使用料規程に定める額を超える額を、二次使用料として請求してはならない。

（届出をした二次使用料規程に係る協議等）

第百三条の六 指定団体は、利用者代表から、前条第一項又はこの条第五項の規定による届出をした二次使用料規程（当該利用区分に係る部分に限る。以下この条において「届出二次使用料規程」という。）の変更について協議を求められたときは、これに応じなければならない。

2 第百三条の三第三項から第五項までの規定は、前項の規定による届出二次使用料規程の変更の協議について準用する。

3 前項において準用する第百三条の三第四項の規定による命令があつた場合において、協議が成立しないときは、その当事者は、届出二次使用料規程の変更について文化庁長官の裁定を申請することができる。

4 第百三条の四第二項から第四項までの規定は、前項の届出二次使用料規程の変更に関する裁定について準用する。

5 指定団体は、第一項の協議が成立した場合であつて、届出二次使用料規程を変更する必要があることとされたとき、又は届出二次使用料規程を変更する必要がある旨の第三項の裁定があつたときは、変更後の二次使用料規程を、その実施の日までに、文化庁長官に届け出るとともに、文部科学省令で定めるところにより、公表しなければならない。

6 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出をした二次使用料規程について準用する。

（二次使用料規程に関する規定の準用）

第百三条の七 第百三条の二から前条までの規定は、第九十五条の三第三項において準用する第九十五条第五項の団体並びに第九十七条の二第三項及び第九十七条の三第三項において準用する第九十七条第三項の団体について準用する。この場合において、第百三条の二第一項中「第九十五条の二第一項」とあるのは、第九十五条の三第三項において準用する第九十五条第五項の団体について準用する場合にあつては「第九十五条の三第一項」と、第九十七条の二第三項において準用する第九十七条第三項の団体について準用する場合にあつては「第九十七条の二第一項」と、第九十七条の三第三項において準用する第九十七条第三項の団体について準用する場合にあつては「第九十七条の三第一項」と読み替えるものとする。

（二次使用料規程に関する事項の政令への委任）

第百三条の八 第百三条の二から前条までに規定するもののほか、第百三条の二第一項（前条において準用する場合を含む。）の二次使用料規程に関し必要な事項は、政令で定める。

生成AIについて〇〇さんに聞いてみた ——法律編 安藤和宏さん（東洋大学教授）——

生成AIを巡っては、誤った情報の拡散や個人情報の漏えいのほか、著作権侵害やクリエイターの仕事が奪われたりするのではないかなどの懸念が示され、著作権法や不正競争防止法、肖像権、パブリシティ権などとの関係について議論が行われている。その一方で、簡単に文章や画像、音楽などを生成することができるようになり、新たな創作活動の手法として期待されるところもある。この企画では、様々な立場の方に考えを伺い、私たちは生成AIとどう向き合っていけばよいのか考えていきたい。第3回は、法務省「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会」にも構成員として参加している、安藤和宏 東洋大学教授に、生成AIと著作権や肖像権、パブリシティ権の問題について、お話を伺った。（取材日：2026年6月30日）

法制広報部 穎川一仁

——まずは、実演家の立場で理解しておくべき、生成AIと著作権の問題について、今一度教えてください。

生成AIと著作権の問題を考える上では、「①学習・開発段階」と「②生成・利用段階」の二つのフェーズに分けて考えるのが分かりやすいです。①の学習・開発段階では、大量のデータを生成AIに学習させるわけですが、このデータの中に著作物が含まれていても、日本では基本的に権利者から許諾を得なくてよいことになっています。これは、著作権法第30条の4で、「情報解析」目的での利用について著作者の権利が制限されているからで、この制限規定は第102条1項で「実演」にも準用されています。要するに、生成AIに学習されるデータにあなたの実演が含まれていても、原則として、学習行為を禁止することができないというのが現在のルールです。

——非営利に限らず、営利目的でも実演が無許諾で利用できるというのはすごく緩いルールですね。

そのとおりです。ですから、日本は“機械学習パラダイス”だと言われたりもします。ただし、「学習」なら何でもOKというわけではないことには、注意が必要です。第30条の4には但し書きがあり、権利者の利益を不当に害する場合はNGだとされています。例えば、特定のキャラクターを出力するために、そのキャラクターを狙い撃ちしたAI学習をさせる場合などは、権利制限の対象外になる可能性があります。実演でいえば、「〇〇さんに歌わせてみた」といった、いわゆるAIカバー音源の生成を目的として、特定のアーティストの声質や歌唱の癖を学習させるために、そのアーティストの実演（既存の音源

など）をAIに読み込ませる場合なども、権利制限の対象外になる可能性があると考えられます。とはいえ、この但し書きがどのような場合に適用されるのか、現時点では裁判例がないので、必ずしも明確ではありません。

——学習段階においては権利制限規定によって、特定の場を除いてはほとんど実演家の権利が及ばないということがよく分かりました。生成・利用段階についても教えてください。

先ほど説明したとおり、学習・開発段階においては、第30条の4という広範な権利制限規定がありますが、生成・利用段階において生成されたAI生成物の利用については、そのような規定がありません。そのため、生成AIで、既存の著作物に類似したものが出力された場合、そのAI生成物の利用が著作権侵害になる可能性があります。もっとも、侵害の成否は、既存の著作物との類似性だけでなく、依拠性の有無なども考慮して判断されるため、AI生成物が偶然、既存の著作物に類似したにすぎない場合には、著作権侵害が成立しないこともありえます。

ここで問題なのが、実演の場合です。現行の著作権法は、あくまで「その実演」を保護するという考え方なので、元の実演を物理的に利用していない場合は、権利が及ばないと一般的には理解されています。生成AIは、多くの場合、学習した実演データをそのまま組み合わせで出力しているのではなく、新たに生成をしているため、特定の実演に似ているものが出力されたり、利用されたとしても、元の実演に係る著作権法上の権利は及ばないことになります。モノマネが実演の権利侵害にはならないという話と同じことですね。

——著作物と実演では法的な前提が大きく異なるのですね。生成AIと肖像権、パブリシティ権の問題についてはどうでしょうか。

まず、実演家に関する権利というくくりの中でどうしても混同されがちですが、誤解しないでいただきたいのは、肖像権やパブリシティ権といった権利は、著作権法で守られる権利（著作隣接権）ではないということです。「では、どの法律に規定されているのか」と疑問に思うかもしれませんが、現状では、これらの権利を明文で定めた法律はありません。肖像権は、人格権の一内容として判例によって認められてきた権利であり、その侵害については民法第709条に基づく不法行為責任が問題となります。パブリシティ権は、肖像や氏名等の顧客吸引力を排他的に利用する権利のことで、肖像権と同じく、判例によって認められてきたものです。とくに2012年のピンク・レディー事件最高裁判決は、最高裁として初めてパブリシティ権を承認し、パブリシティ権侵害の判断基準を定立しました。肖像権もパブリシティ権も、著作権のように「〇〇権」という独立した権利として法律に明記されているわけではなくて、判例が作り上げてきた権利なのです。

このように肖像権やパブリシティ権は、著作権とは保護対象や保護法益、権利範囲が異なるため、著作権法第30条の4のような権利制限規定があるわけではありません。他方で、これらの権利は法律上に明文化されているわけではないため、生成AIによる学習・開発や生成・利用との関係で、どのような場合に権利侵害が成立するのかについては、なお解釈上の課題が残されています。

法務省における「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会」では、このような法的背景を踏まえ、現行法や判例法理を前提として、肖像や声等の無断利用について、どのような場合に民事上の責任が生じるのか、またどのような法的保護が認められるのかについての検討が行われています。

——お話を伺った率直な感想として、実演家にとって、自分の実演についても肖像についても、結局のところ生成AIでの利用について十分にコントロールできるとは言いがたい状況だと感じました。このような状況についてはどう思われますか。

非常に深刻な問題であると考えています。というのは、アーティストやタレントにとって、プロとして活動していく上で、自分の肖像や声の露出をどのようにコントロールするかは極めて重要だからです。自分の実演や肖像、声をどのように視聴者やファンに見せたり、聴かせるのか、そしてその価値を最大化していくのか、という戦略は非常に大切なことです。プロダクションも、専門

的な知見を駆使して、日頃から露出コントロールを考えながらマネージメントを行っています。新曲の発表時期、ライブの開催時期、広告への出演頻度など、挙げればきりがありません。こうした緻密な戦略の上にアーティストの価値は築かれています。ところが生成AIによって、アーティストやタレント、プロダクションが直接関与できないところで、肖像や声、さらには実演に類似したコンテンツまでが無断で生成・利用されるようになっていきます。このような利用が広がれば、本人やプロダクションが行ってきた露出コントロールが大きく損なわれるおそれがあります。

実際にSNS上では、すでに著名なアーティストやタレントの「〇〇さんになってみた」系、「〇〇さんに歌わせてみた」系といった動画などが数多く投稿されていて、その多くは本人の許諾を得ずに肖像や声を利用していると考えられます。こういった無断利用は、それ自体が収益をあげていなかったとしても、露出コントロールの観点から見れば、アーティストやタレントの活動に少なからぬ影響を及ぼす可能性があります。

しかし、パブリシティ権については、肖像等が有する「顧客吸引力」を保護する法理であるため、商業的（営利）ではない利用には権利侵害が認められにくいという問題があります。生成AIや関連サービスの進歩もあって、特に専門的な知識や技術をもたない一般の人でも、容易に他人の肖像や声を利用したコンテンツを作れてしまうことも、事態を深刻にしていると思います。現在の法制度は、こうした「露出をコントロールする利益」を十分に保護しているとはいいがたく、この点は今後の重要な検討課題の一つだと考えています。

——様々な課題が見えてきましたが、こうした問題を解決していくためには、今後どのような取り組みが必要だとお考えでしょうか。

まず、社会全体としてAI生成物に関するルールをさらに整備していくべきです。EUのAI法は、様々な目的に広く使える生成AIモデルの提供事業者に対して、学習に使用したコンテンツに関する十分に詳細な要約を作成・公開する義務を課しています。生成段階についても、EUのAI法第50条で、AI生成・改変コンテンツについての透明性義務を課していて、AIと対話していることの明示や、AIによって生成・操作されたコンテンツであることが分かるように表示することが義務とされています。こうした透明性ルールが整備されることで、AIがどのような形で利用されているのかを権利者や利用者が把握しやすくなり、権利侵害の有無についても確認しやすくなります。日本でも、ガイドラインのように拘束力がない形ではなく、法的な義務としてルール化することが必要だと思っています。

次に、著作権法第30条の4の見直しです。見直しの方向性は二つあると思っています。一つは、オプトインやオプトアウトの仕組みを導入して、AI学習における著作物等の利用について、権利者がコントロールできるようにすることです。そうすれば、AI学習に勝手に利用されないことを、権利者自身が選択できるようになります。もう一つの方向性として考えられるのは、AI学習についてコントロールすることを諦めて、報酬請求権を導入するという方向性です。AI学習が実態として国境を越えて行われていることなどを踏まえると、実効性のある形で権利者がAI学習についてコントロールをすることは難しいのではないかという指摘もあります。報酬請求権という考え方は、こういった現実をむしろ逆手にとったものです。すなわち、AI学習に利用されたものについて一律に報酬請求権を認めることで、経済的なバランスの調整を図るわけです。

私は、生成AIの問題は、実演家にとっては第二の「機械的失業」になりかねない問題であると考えています。例えば、BGM音源が生成AIによる音楽に代替されてしまえば、作詞家・作曲家、ミュージシャンたちは、音楽で収入を得ることが難しくなってしまいます。実際に、約100年前に蓄音機とレコードが誕生し、放送番組も録音・録画技術の発達によって番組制作の仕方が変化したことで、生演奏・生出演で収入を得ていた実演家の失業問題（機械的失業）を引き起こしました。その解決策として、レコードの二次使用について実演家の報酬請求権という制度が生まれたという歴史があります。現代のAI問題でも、同じような現象が起きているのではないのでしょうか。もっとも、どういうルールで徴収し、分配するのかといった具体的なことについては、十分な検討が必要だと思います。

最後に、肖像権やパブリシティ権に関する制度整備です。どうしても現行の法制度やこれまでの裁判例の積み重ねだけで対応しようとしても限界があります。ピンク・レディー事件最高裁判決にしても、生成AIは想定されていません。現在、そしてこの先の時代に即したルールを作って、実演家が自らの肖像や声についても、無断でAI学習・利用されることのないように、本人がコントロールできる制度へ見直していく必要があります。もちろん、

これは商用利用ではない場合でも対象にすべきです。

もっとも、今お話ししたような法制度の確立にはかなりの時間と労力がかかります。そのため、すぐにできることとして、芸能業界全体で共通のルールやガイドラインを整備し、AI利用に関する適切な慣行を社会に周知・浸透させていくことも重要だと思います。法制度の確立には時間を要するだけに、こうした自主的な取組も現時点では大きな意義があるでしょう。

——最後に、実演家の皆さんへ一言いただけますか。

どんなに技術革新が起きても、実演を含む文化芸術自体が社会から完全になることはないと思っています。しかし、文化芸術をこれからも健全に発展させていくためには、生成AIがもたらす負の影響に目を向け、適切な措置を講じる必要があると考えています。実演家の皆さん一人ひとりの活動や将来に大きく関わる問題です。ぜひ関心を持っていただき、AI時代に実演家の権利や文化芸術をどのように守り、発展させていくべきかを、一緒に考えていただければ大変うれしく思います。

——ありがとうございました。生成AIと著作権、そして肖像権・パブリシティ権をめぐるのは、課題が山積している状態であることがよくわかりました。芸団協CPRAとしても、実演家の皆さんが今後も健全に活動していけるように、引き続き議論を深めていきたいと思っています。



安藤和宏

1963年生まれ、東京都葛飾区出身。東京学芸大学卒業、フランクリンピアース・ローセンター(LL.M.)、ワシントン大学ロースクール(LL.M.)修了、早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程博士研究指導終了(法学博士)。高校教諭、音楽出版社の日音、キティミュージック、ポリグラムミュージックジャパン、セブティマ・レイ、北海道大学大学院法学研究科特任教授を経て、現在は東洋大学法学部教授。専門は、知的財産法、音楽ビジネス論。

著書に、『エンターテインメント・ビジネス～産業構造と契約実務～』、『よくわかる音楽著作権ビジネス基礎編6th edition』、『よくわかる音楽著作権ビジネス実践編6th edition』(共にリットーミュージック)、『アメリカ著作権法』(弘文堂)、『アメリカ著作権とその実務』(共訳、雄松堂出版)等がある。

CPRA NEWS REVIEW VOL.10 通巻10号 2026年7月31日発行

発行/実演家著作権隣接権センター 編集/芸団協CPRA法制広報委員会 デザイン/株式会社ネオブラン、リムラムデザイン 表紙イラストレーション/hermippe

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会
実演家著作権隣接権センター(CPRA)

〒163-1466 東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー 11F
TEL. 03-5353-6600 (代表) FAX. 03-5353-6614
<https://www.cpra.jp>

CPRAサイトの更新情報等をメールニュースでお伝えしています。
メールニュース配信を希望される場合は、CPRAサイトよりお申し込みください。

